○海上保安庁告示第二百五十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　神島ロズカ〃礁照射灯
位置
所在地　三重県鳥羽市神島町（神島灯台）
北緯　三四―三二―五五
東経　一三六―五九―一一
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十四年十月十日
記事　一時変更

名称　今治港蔵敷防波堤灯台
位置
所在地　愛媛県今治港（蔵敷防波堤外端）
北緯　三四―〇三―五四
東経　一三三―〇一―一四
変更した事項
光達距離　七・五海里
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
変更年月日　平成二十四年十月十日

○海上保安庁告示第二百五十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　島ケ埼灯台
位置
所在地　三重県鳥羽市（答志島島ケ埼）
北緯　三四―二〇―二九
東経　一三六―五〇―四七
変更した事項
光達距離　五・〇海里
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・九メートル　平均水面上から灯火まで二九メートル
変更年月日　平成二十四年十月十一日

名称　筑後川沖灯標
位置
所在地　大牟田港灯台（福岡県大牟田市）の北西方約九・四キロメートル
北緯　三三―〇六―〇九
東経　一三〇―二一―二四
変更した事項
光達距離　三・〇海里
光達距離　実効光度二五カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十四年十月十一日

○海上保安庁告示第二百五十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年十一月十三日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　用宗港沖西防波堤東灯台
位置
所在地　静岡県静岡市（用宗港沖西防波堤東端）
北緯　三四―五五―一〇
東経　一三八―一一一―一六
変更した事項
光達距離　五・〇海里
光達距離　実効光度七八カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十四年十月十一日

名称　田曽埼灯台
位置
所在地　三重県度会郡南伊勢町（田曽埼）
北緯　三四―一七―一〇
東経　一三六―四一―一九
変更した事項
光達距離　七・五海里
光達距離　実効光度三九〇カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで九八メートル
変更年月日　平成二十四年十月十一日

名称　西部石油宇部沖シーバース灯
位置
所在地　本山灯標（山口県宇部港）の南南西方約六・三キロメートル
北緯　三三―五〇―〇〇
東経　一三一―一一―五〇
変更した事項　一時撤去中のところ復旧
変更年月日　平成二十四年十月十二日

名称　布津港湯田A防砂堤灯台
位置
所在地　長崎県南島原市（布津港湯田A防砂堤外端）
北緯　三二―四一―二〇
東経　一三〇―一一―一六
変更した事項　灰白色　塔形
変更年月日　平成二十四年十月十三日
記事　一時変更

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本航空株式会社から、日本航空乗員組合が乗員計画・養成数、賃金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成24年11月15日以降、同組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年11月13日

厚生労働大臣　三井　辨雄

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本航空乗員組合から、乗員計画・養成数、賃金等の要求に関して、平成24年11月15日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年11月13日

厚生労働大臣　三井　辨雄

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、全日本航空輸送労働組合連合会から、一時金等の要求に関して、平成24年11月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成24年11月13日

厚生労働大臣　三井　辨雄

別表

北海道　ヤマト運輸株式会社、札幌通運株式会社、北海道通運株式会社、旭川通運株式会社、北見通運株式会社、札幸運輸株式会社、日通自動車運輸株式会社、北海道急行運輸株式会社、日通函館運輸株式会社、北海道急行運輸株式会社、日通札幌運輸株式会社、日通帯広運輸株式会社、松岡満運輸株式会社、日通室蘭運輸株式会社、北見日通運輸株式会社、日通旭川運輸株式会社、美唄通運株式会社、日通釧路運輸株式会社、日通札幌市場荷扱サービス株式会社、株式会社トヅキュウ、日通小樽運輸株式会社、共立空輸株式会社、中央トラック株式会社、広尾海運荷役株式会社、北海道名鉄運輸株式会社、株式会社山加運輸、函館エアサービス株式会社、ワイケイ・コーポレーション有限会社、日通帯広流通株式会社、日本フレートライナー株式会社、東京エフ・エル・サービス株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社及びヤマトホームコンビニエンス株式会社